

職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（普通課程） －自動車分野－ （EV化、先進技術、資格改正への対応）

担当室：教材開発室

1. はじめに

職業能力開発促進法（以下、「法」という。）に規定されている職業訓練基準（以下、「訓練基準」という。）は、我が国の職業訓練の水準の維持向上のため、段階的かつ体系的に訓練が実施できるよう統一的に設定された指針であり、すべての訓練課程を対象としている。訓練基準は、社会・産業構造の変化や関係法令の改正、技術革新に対応し求職者の就業に資するため、不断の見直しが必要である。

基盤整備センターは、平成18年度から普通課程普通職業訓練の訓練基準の分野別見直しを実施してきた。基礎研究会を立ち上げ、見直しに係る基礎資料を作成し、省令改正の見直し案として厚生労働省（以下、「厚労省」という。）へ提出する。本報は、令和4年度から2年間実施された自動車分野の訓練基準の見直しに係る基礎研究会の報告である。

2. 訓練基準について

訓練基準は、法第19条及び同施行規則（以下、「規則」という。）第10条～15条、同規則別表第二～第七に定められている。その中で普通職業訓練普通課程を規定する規則第10条、11条及び規則別表第二（以下、「別表第二」という。）は、普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに、訓練を実施する際に従うべき最低限の内容を示している。別表第二で定める各教科の訓練時間は、各科の総訓練時間の約6割であり、残り約4割については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者により教科や時間等を設定することができる。別表第二を補完するものとして通達の「教科の細目」「設備の細目」「技能照査の基準の細目」の各細目がある。これらは、その細目を含め、都道府県が条例を策定する際の基準となるものである。

3. 見直しの分野と見直し範囲について

見直し対象分野は自動車分野で、第一種自動車系自動車製造科と自動車整備科、及び第二種自動車系自動車整備科と自動車車体整備科の2系4科で構成さ

れる。本分野は前回（平成29年度）見直しの際、18系42科の中に含まれていたが、一昨年度から課題の多い分野を絞って対象とする選定方法に変更し、今回詳細な見直しが可能となった。

訓練基準見直しの範囲としては、訓練科毎の規則「別表第二」、通達としての「教科の細目」、「設備の細目」及び「技能照査の基準の細目」で、見直し審議においては、厚労省が示す「見直し方針」を考慮する。

令和4年度は、全国の訓練現場からの意見要望からの見直し、令和5年度は、72年ぶりの自動車整備士資格制度改正からの見直しを審議した。

4. 令和4年度アンケート調査について

訓練基準の見直しの論点を抽出するため、自動車分野の訓練を実施している公立校73校、認定校5校、計78校を対象として、「訓練基準の見直しに係るアンケート調査」を実施した。75校から回答があり、回収率は96.2%と高率となった。訓練基準の見直しに係る要望意見、委員の意見も併せて139件の論点に整理集約した。

意見要望は自動車整備科がほとんどで、自動車車体整備科が若干、他科は無かった。意見要望の41%は設備の細目で、続いて教科の細目22%、技能照査の基準の細目20%、別表第二17%であった。

今回は回答の催促の必要がなかったことが特筆される。これは、自動車整備士資格の改正に係る危機感の現れである。

5. 令和4年度基礎研究会の結果

基礎研究会では、厚労省の訓練基準の見直し方針に基づき、全国調査からの意見要望の審議を行った。議論の余地のある見直し案については、再審議、再々審議を行い、十分に審議を積み重ねた。

令和4年度の訓練基準の見直しの主な論点と審議内容と結果を整理すると、次のとおりとなる。

(1) 別表第二

・国土交通省（以下、「国交省」という。）の資格

改正に見直しが遅れをとることの無いようにと強い要望が数多くあった。

- ・第二種自動車系自動車整備科
専攻実技「故障原因探求」を「自動車整備実習」に統合する。
 - ・第二種自動車車体整備科実施校から現状に沿う新しい自動車車体整備科の提案があった。
- (2) 教科の細目
- ・「生産工学」や「製図」等に対する再検討の要望。
 - ・訓練基準と国交省の基準との整合性について提案。
- (3) 設備の細目
- ・使用しない大型機器類の削除について、その妥当性の審議を重ねて最終的に削除となった。
 - ・HVやEV等技術の高度化や先進技術の対応のため設備機器や望ましい実習場について議論があった。
 - ・設備の細目には、検定規則改正の関連通達の発出を見ないと審議できない論点も多く、積み残しとなった。
 - ・設備の細目にある機器は必須機器か、参考機器なのか、厚労省を巻き込んで大きな議論があった。
- (4) 技能照査の基準の細目
- ・細目の整理と到達の程度、「よく～」についての判定規準についての整理を行った。
 - ・教科の細目に無い項目については、削除とした。

6. 基礎研究会の次年度継続について

令和4年5月に国交省検定規則の省令改正があり、関連する通達（基準）に基づき訓練基準の見直しも併せて審議する予定であったが、年度末を迎えても国交省から発出の情報が無く、厚労省の判断で基礎研究会は令和5年度へ継続することとなった。



図1 第三回基礎研究会(国交省との意見交換)

7. 令和5年度基礎研究会の結果

関連通達が、6月下旬から7月下旬に発出されるとの厚労省から情報があり、第一回（8月25日）を開催した。結局、関連通達は第一回までに発出されず、通達案を基に4科の別表第二、教科の細目、設備の細目の審議を行った。その後、8月28日と9月14日に通達（三級課程）が発出され、第三回（11月10

日）に国交省の担当者に説明と質疑応答をお願いした。令和6年1月23日に追加の通達（二級課程）が発出された。以下は、各科の見直し案を抜粋したものである。

(1) 第一種自動車系自動車整備科

①教科の細目

- ・モーターを含めた原動機を「エンジン等」で整理
- ・基礎学科に「二輪車」を明記
- ・専攻に「二輪車整備」を明記 等

②設備の細目

- ・通達に基づき、機器を存廃とした。
- ・実習場、教室の面積増加を提案した。
- ・実習車のEV化によりリフト増設
- ・二輪車リフト、外部診断器増設、情報検索端末
- ・エーミング作業用器具新設 等

(2) 第二種自動車系自動車整備科

①別表第二

- ・標準時間の通達から、専攻学科と専攻実技の標準時間に「電子制御装置」が追加となったので、専攻学科計と専攻実技計の訓練時間が増加し、修正。

①教科の細目

- ・(1)の①と同じ
- ・専攻学科「自動車整備法」及び専攻実技「自動車整備実習」に「電子制御装置」分の時間を追加。

②設備の細目

- ・(1)の②と同じ

(3) 第二種自動車系自動車車体整備科

①別表第二

- ・通達に基づき、専攻仕上がり像へ「電子制御装置」を追加。併せて専攻実技を20時間追加。
- ・同様に3つの専攻教科名が変更となったので修正

②教科の細目

- ・(1)の①と同じ
- ・変更となった3つの専攻教科の細目に「電子制御装置」を追加

③設備の細目

- ・(1)の②と同じ（情報検索端末は除く）
- ・スタッド溶接機の追加 等

8. おわりに

4科の訓練基準見直し案を令和6年2月15日に厚労省へ提出した。この度の見直し案は、EV化、先進技術、資格改正対応が中心であった。国交省の通達に振り回された2年であったが、訓練現場の関心も高いので、できるだけ令和6年度の早期に改正通達の発出を厚労省へ望みたい。

2年に亘る基礎研究会に、御多忙中、活発な議論をいただいた委員をはじめ、逐次真摯にご対応いただいた国交省の担当官に御礼を申し上げる。